

【整理ルール方針】

照合は「英語原文」と「日本語版ガイドライン」

パラグラフごとに比較

- A : 元になる文章が国際原則に記載があり、**
- (i)そのまま直訳している
 - (ii)訳出やニュアンス等が異なる（要求度合いの違いも含む）
 - (iii)国内向けの補足と混在している

B : 国際原則に関連した国内向けの解説部分

C : 主要な関連文書から引用している

<参考：照合先として整理したもの>

GB・SLB 共通：Guidance Handbook and Q&A

Handbook – Harmonised Framework for Impact Reporting

Guidelines for Green, Social, Sustainability and Sustainability Linked Bonds External Review

GB：Sustainable Securitisation Related questions

SLB：Sustainability-Linked Bond Principles Related Questions

GL：Guidance on Green Loan Principles

SLL：Guidance on Sustainability Linked Loan Principles

GL・SLL 共通：Guidelines for Green, Social, Sustainability and Sustainability-Linked Loans External Reviews

D: 国際原則に記載があり、日本語版ガイドラインに記載がないもの

以降、論点の該当箇所を示す記載として、グリーンローンガイドライン 2022 年版の節・段落番号を次のように示す。

例：「1-⑦」：1 調達資金の用途 段落⑦

なお、【解説】の記載において、国際原則に準ずる部分とガイドライン独自の部分を切り離すため、2022 年版ガイドラインの記載から一部表現を微修正している。該当箇所は元の表記を赤字で併記した。

また、国際原則にも主要な関連文書にもない要求事項（赤字）と、国際原則にはないが主要な関連文書にある要求事項（緑字）は、文末の色を変えて記載している。

【グリーンローン整理】

第2節 グリーンローンに期待される事項と具体的対応方法

1. 調達資金の使途

【原則】

グリーンローンの基本的な決定要因は、ローンによる調達資金をグリーンプロジェクト（R&D 費を含む、その他の関連、及び、付随的支出を含む）に活用することであり、融資文書、及び該当する場合は、資金調達のマーケティング資料及び／又はグリーンローン・フレームワークにおいて、適切に記載されるべきである【1-④】。全てのグリーンプロジェクトは、明確な環境上の便益をもたらすべきで、借り手はその便益を評価し、実現可能な場合には定量化する。【1-①】

（1-④元の文：調達資金の使途は、関係する当事者間で交わされる契約書その他の書類によって貸し手に事前に説明すべきである。【1-④】(A-ii)）

【調達資金の使途】

グリーンプロジェクトが、本来の環境改善効果とは別に、付随的に、環境・社会に対しネガティブな効果をもたらす場合がある。「明確な環境改善効果をもたらすグリーンプロジェクト」とは、そのようなネガティブな効果が本来の環境改善効果と比べ過大とならないと借り手が評価するプロジェクトである。

このようなネガティブな効果のうち代表的なものとしては、例えば付属書1のようなものが考えられる。【1-③】 (B)

【原則】

調達される資金の全てまたは一部をリファイナンスに充当する場合、借り手は、新規のプロジェクトに対する充当とリファイナンスに充当する推定比率を提供することが推奨される。また、適切な場合には、どの投資またはプロジェクト・ポートフォリオがリファイナンスの対象となり得るかを明らかにするとともに、関連する範囲内で、リファイナンスの対象となる適格なグリーンプロジェクトの想定される対象期間（ルックバック期間）も明らかにすべきである。【1-⑦3,4 文目】

【解説】

【調達資金の使途をリファイナンスとする場合の措置】

グリーンローンにより調達される資金は、当該資金により新たに立ち上げるグリーンプロジェクトに対する初期投資のほか、既に開始されているグリーンプロジェクトのリファイナンスに充当することも可能である。【1-⑦1文目】 (A- ii)

リファイナンスとして調達される資金は、既に開始されているグリーンプロジェクトの維持という効果を持つ一方で、当該グリーンプロジェクト自体はリファイナンス実施前に開始されていることになるため、新規のグリーンプロジェクトへの初期投資とは環境上の意義が異なる。【1-⑦2文目】 (B)

借り手が貸し手向けに行う説明には、i) グリーンローンにより調達される資金のうちリファイナンスに充当される部分の概算額（又は割合）、ii) どのグリーンプロジェクト（又は分類）のリファイナンスに充当さ

れるのが含まれる。【1-⑦3文目】(A-ii)

なお、調達資金のうち（リファイナンスでなく）新規のグリーンプロジェクトに対する初期投資に充当する部分が大い場合には、当該初期投資に充当する資金の概算額（又は割合）を明らかにすることにより、当該グリーンローンの評価の向上につながる可能性がある。【1-⑦5文目】(B)

長期にわたり維持が必要である資産について、複数回のグリーンローンを通じてリファイナンスを行う場合は、「Guidance on Green Loan Principles」(2023年2月版)に以下のように記載されている。

「長期のグリーン資産は、その管理費や改良費を含め、借り手が主要な情報の開示を行うことを条件に、複数のローンによる連続的な調達を通じた資金調達やリファイナンスの対象となり得る。これを実行する最も簡単な方法は、ポートフォリオベースの「調達資金の管理」アプローチであり、つまり複数のグリーンローンを通じて資産と費用の単一のプールに資金を供給することである。具体的には、借り手は次を明確にする**ようべきである**：当該資産の存続年数と残存耐用年数及び初期投資・リファイナンスに充当する資金の額、すべての適格プロジェクト・資産の継続的な環境面の便益の（再）評価、ならびに、必要に応じて、外部評価機関によるその評価。こうした情報は、ローンの組成・延長・リファイナンス時に貸し手に伝達されるべきであり、可能な場合には、関連するグリーンローンの全般的な情報の一部として発行体のウェブサイトで公表されることが推奨される。」

このように、長期にわたり維持が必要である資産について、複数回のグリーンローンによる資金調達を通じてリファイナンスを行う場合は、融資時点において、その資産の経過年数、残存耐用年数やリファイナンスされる額を明確に開示し、長期にわたる環境改善効果の持続性について評価し、必要に応じて外部機関による評価を受け確認**するべきである**。【1-⑦6文目】(C)

<「リファイナンス」に該当する場合の具体例>

※あくまで例示であり、これらに限定されるものではない。

- ・ グリーンプロジェクトに係る金融機関等からの融資を、グリーンローンによる調達資金で返済（借換）する場合 (B)
- ・ 既に開始し、継続又は完了しているグリーンプロジェクトの資金調達のため発行した債券の満期償還や受けた融資の返済を、新たなグリーンローンによる調達資金により行う場合 ※完了しているグリーンプロジェクトの例としてはグリーンビルディングの建設等が考えられる。(B)
- ・ 金融機関等が、グリーンローンによる調達資金を、既に融資を開始しているグリーンプロジェクトへの融資の原資に充てる場合 (B)

【原則】

グリーンローンは、ローンファシリティの 1 つ又は複数のトランシェの形を取り得る。また、タームローン、リボルビング・クレジット・ファシリティ、及び／又はコンティンジェント・ファシリティの形も取り得る。リボルビング・クレジット・ファシリティに関する留意事項は付録 1 に記載した。【1-⑧】

GLP は、気候変動の緩和、気候変動への適応、自然資源の保全、生物多様性の保全、汚染防止と管理といった環境目標に貢献するグリーンプロジェクトの適格性を、広範で非網羅的な分類として明確に認めている。

以下のプロジェクト分類は、あくまでも例示でかつハイレベルなものであるが、グリーンローン市場で支持される、あるいは支持されることが予想される一般的な種類のプロジェクトを捕捉している。グリーンプロジェクトには、資産、投資、R&D、その他の関連的支出や付随的支出が含まれ、これらは複数の分類及び／又は環境目標に関連する可能性がある。上記の 3 つの環境目的（汚染防止と管理、生物多様性の保全、気候変動への適応）は、このリストにおけるプロジェクトの分類でもある。そのため、これらのプロジェクトの分類は、これらの環境目標を達成するために、より具体的に設計されたプロジェクトを指す。

適格なグリーンプロジェクトの分類は、順不同で記載されているが、これらに限定されるものではない。

- 再生可能エネルギー（発電、送電、機器、製品を含む）
- エネルギー効率（新築・改修ビル済建物、エネルギー貯蔵、地域暖房、スマートグリッド、装置機器、製品等）
- 汚染防止と管理（大気排出の削減、温室効果ガスの管理、土壌浄化、廃棄物の防止発生抑制、廃棄物の削減、廃棄物のリサイクル、及びエネルギー効率／排出効率の良い廃棄物からのエネルギー回収を含む発電）
- 自然資源と土地利用の環境面で持続可能な管理（環境面で持続可能な農業、環境面で持続可能な畜産、生物学的穀物管理又は点滴灌漑などの気候変動に対応した農業投入物、環境面で持続可能な漁業・水産養殖業、植林や森林再生といった環境面で持続可能な林業、自然景観の維持又は復元を含む）
- 陸域および水域の生物多様性保全（沿岸・、海洋・、及び、河川流域環境の保護を含む）
- クリーンな運輸の手段（電気自動車、ハイブリッド自動車、公共交通、鉄道、非自動車式輸送、マルチモーダルな交通、クリーンエネルギーを利用する車両車のインフラ、と有害排出物の削減のためのインフラ等）
- グリーン技術（炭素抽出技術やエネルギー貯蔵システムなど等）
- 持続可能な水資源及び廃水管理（清潔な水及び／又は飲料水のための持続可能なインフラ、廃水処理、持続可能な都市排水システム、河川改修やその他の方法の洪水緩和対策を含む）
- 気候変動に対する適応（気候変動の影響に対するインフラの強靭性を高める取り組みや、気候の観測及び早期警報システムといった情報サポートシステムを含む）

- サーキュラーエコミーに対応した製品、製造技術・プロセス（再利用・再生・改修された素材・部品・製品、サーキュラーエコミーに関するツールやサービスの設計と導入、及び／又は認証を受けた環境効率の高い製品等）
- グリーンビルディング（環境性能に関する地域、国、又は国際的に広く認知された基準や認証を満たすもの）

GLP の目的は、どのグリーン技術、基準、主張、宣言が環境的に持続可能な便益にとって最適であるかについて見解を示すことではないが、現在、タクソミーや命名法の作成、及び、それらの比較可能性を確保するためのマッピングを提示する、国際・国レベルのイニシアチブがいくつかあることは注目に値する。これらは、貸し手が何をもってグリーン及び適格であるとみなすかについて、有用な指針をグリーンローンの借り手に提供し得る。しかしそれでもなお各機関は、自らの貸付をこれらのタクソミーに適合させることを望むか否か、また、もしそれを望む場合には、貸付全体又は部分的に望むのかについて決定する必要がある。これらのタクソミーの策定の段階は、現在様々である。

様々なグリーンソリューションや環境に関するプラクティスの質について、独立した分析、助言、ガイダンスを提供する機関は数多くある。しかし、グリーン及びグリーンプロジェクトの定義は、分野や地域によって異なる場合もあると認識される。

【解説】

【調達資金の使途の具体例】

具体的な資金使途の例としては、付属書1のようなグリーンプロジェクトが該当し、それに係る人材教育費、モニタリング費用も含みうる。【1-②】（A- ii）（A- iii）

（1-1②元の文：具体的な資金使途の例としては、付属書1のようなグリーンプロジェクト（これらの事業に係る資産、投融資や研究開発費、人材教育費、モニタリング費用のような関連費用や付随費用を含む。）が考えられる。）

2.プロジェクトの評価と選定のプロセス

【原則】

グリーンローンの借り手は、以下について貸し手に明確に伝えるべきである。【2-①】

- グリーンプロジェクトの環境面での持続可能性に係る目的
- グリーンプロジェクトが、適格なグリーンプロジェクトの分類にどのように合致するかについて借り手が判断を行う際のプロセス
- 関連するプロジェクトに関係すると認識された、実際の、又は、潜在的な、環境・社会リスクを特定及び管理するプロセスについての補足情報【1-⑥】【2-⑬ 2 文目】

(1-⑥元の文：グリーンプロジェクトが、本来の環境改善効果とは別に、付随的に、環境・社会に対してネガティブな効果も持つ場合には、貸し手その他の関係者がその効果を適切に評価できるよう、借り手は、そのネガティブな効果の評価や、対応の考え方等も併せて説明すべきである。)

(2-⑬ 2 文目元の文：ネガティブな効果は、グリーンプロジェクトの環境改善効果や価値自体を失わせてしまう可能性もあり、グリーンプロジェクトが有する潜在的に重大な環境的、社会的リスクを特定し、管理するためのプロセスについて、貸し手に事前に説明すべきである。)

【解説】

【プロジェクトの評価及び選定のプロセスに関する貸し手への事前説明】

グリーンローンにより調達される資金の充当対象となる個別のグリーンプロジェクトが決定している場合には不要であるが、充当対象となる個別のグリーンプロジェクトが決定していない場合（i）一般事業者、地方自治体等が自らの一定の分類に属するグリーンプロジェクトに係る資金調達をするためグリーンローンとして調達する場合、ii）多数のグリーンプロジェクトに対する投資・融資の原資を調達する場合、などには、借り手は、上記のほか、調達資金の充当対象とするグリーンプロジェクトが環境面での持続可能性に係る目的に合致すると判断するための規準（Criteria）についても策定し、事前に貸し手に説明すべきである。【2-①1文目】(A-ii)(A-iii)【2-②】(B)【2-③1文目】(B)

(2-①1文目元の文：借り手は、i）借り手が当該グリーンローンを通じて実現しようとする環境面での目標（Objective）、ii）調達資金の充当対象とするグリーンプロジェクトが環境面での目標に合致すると判断するための規準（Criteria）、iii）その判断を行う際のプロセス（Process）及びiv）プロジェクトが付随的にもたらすおそれがあると認められる環境・社会リスクの特定・緩和・管理に関するプロセスについての補足情報を、事前に貸し手に説明すべきである。

2-②元の文：グリーンローンにより調達される資金の充当対象となる個別のグリーンプロジェクトが決定している場合には、調達資金の充当対象とするプロジェクトが既に評価・選定されていると考えられるため、上記「規準」を定めることは不要と考えられる。一方で、i）借り手が当該グリーンローンを通じて実現しようとする環境面での目標、ii）当該プロジェクトの評価・選定のプロセス及びiii）プロジェクトが付随的にもたらすおそれがあると認められる環境・社会リスクの特定・緩和・管理に関するプロセスについての補足情報について、事前に貸し手に説明すべきである。

2-③1文目元の文：：一方、グリーンローンにより調達される資金の充当対象となる個別のグリーンプロジェクトが決定していない場合（i）一般事業者、地方自治体等が自らの一定の事業区分に属する

グリーンプロジェクトに係る資金をグリーンローンとして調達する場合、ii) 多数のグリーンプロジェクトに対する投資・融資の原資を調達する場合、など) には、借り手は、グリーンプロジェクトを評価・選定するための規準を策定するとともに、評価・選定のプロセス及びプロジェクトが付随的にもたらすおそれがあると認められる環境・社会リスクの特定・緩和・管理に関するプロセスを決定し、事前に貸し手に説明すべきである。)

個別のグリーンプロジェクトが決定していない場合においては、グリーンローンやその他の金融商品と共通のグリーンプロジェクトを評価・選定するための規準、プロセス及びプロジェクトが付随的にもたらすおそれがあると認められる環境・社会リスクの特定・緩和・管理に関するプロセスを包括的に構築しておくことも考えられる。【2-2③ 2 文目】(B)

調達資金の使途の貸し手への説明は、貸し手その他の関係者が資金使途の適切性を評価できるようにするため、「風力発電事業のための設備建設」「バイオマス発電事業に係る融資」などのように、一定の分類を示して行うべきである。調達資金の使途となる個別のグリーンプロジェクトが具体的に確定している場合には、当該グリーンプロジェクトを明示して行うことが望ましい。【1-⑤】(B)

【環境面での持続可能性に係る目的】

環境面での持続可能性に係る目的とは、「気候変動の緩和・適応」や「生物多様性の保全」など、借り手が当該グリーンローンを通じて実現しようとする環境上のメリットである【2-④】。(B)

(2-④元の文：環境面での目標とは、「気候変動の緩和・適応」や「生物多様性の保全」など、借り手が当該グリーンローンを通じて実現しようとする環境上のメリットである。)

【規準】

規準とは、環境面での持続可能性に係る目的に照らして具体的なプロジェクトを評価・選定する際の判断の根拠となるものである。例えば、「気候変動の緩和・適応」を環境面での目標とする場合、温室効果ガス排出削減効果のある再生可能エネルギー事業などのグリーンプロジェクトを調達資金の充当対象にする、などの例が考えられる【2-⑤】。(B)

グリーンプロジェクトを評価・選定するための規準の例としては、以下のようなものが考えられる。評価・選定に当たり、参照する環境基準・認証がある場合、それらについても事前に投資家に説明することが望ましい【2-⑥】(A-ii)(A-iii)。

<グリーンプロジェクトを評価・選定するための規準の例>

※あくまで例示であり、これらに限定されるものではない。

- ・GLP又は本ガイドラインにおいて「調達資金の使途」の具体例として挙げられている事業に該当すること。
- ・再生可能エネルギー事業であって、赤道原則に規定された環境・社会に対するネガティブな効果が大きい

いカテゴリーに分類されない事業に該当すること。

・LEED、CASBEE、BELS等の環境認証制度において高いエネルギー効率を示す環境認証を受ける建築物を建築する事業に該当すること。

【適格なグリーンプロジェクトの分類にどのように合致するかについて借手が判断を行う際のプロセス】

適格なグリーンプロジェクトの分類にどのように合致するかについて借手が判断を行う際のプロセスとは、例えば、「あるプロジェクトが上記目的や規準に照らして調達資金の充当対象として適切に環境改善効果をもたらすと判断される根拠」、「実際に誰がどのように上記規準を適用し、グリーンプロジェクトが環境面での目標に合致しているか否かの判断を行うか（どの部署が実際に評価・選定を行うのか、その適切性を検証するのか）」、などを意味する。【2-⑦】 (B)

(2-⑦元の文：グリーンプロジェクトの評価・選定の判断を行う際のプロセスとは、例えば、「あるプロジェクトが上記目標や規準に照らして調達資金の充当対象として適切に環境改善効果をもたらすと判断される根拠」、「実際に誰がどのように上記規準を適用し、グリーンプロジェクトが環境面での目標に合致しているか否かの判断を行うか（どの部署が実際に評価・選定を行うのか、その適切性を検証するのか）」、などを意味する。)

グリーンプロジェクトの評価・選定の判断を行う際のプロセスには、環境関連部署などの専門性のある部署や、外部評価機関が関与し、環境の観点からの適切性を確保するための牽制を働かせることが望ましい【2-⑧】。(B)

グリーンプロジェクトの評価・選定の判断を行う際のプロセスの例としては、以下のようなものが考えられる。【2-⑨】 (B)

＜判断を行う際のプロセスの例＞

※あくまで例示であり、これらに限定されるものではない。

社内の事業担当部署（又は財務担当部署）と環境担当部署が共同で規準を策定する。プロジェクト選定は、事業担当部署（又は財務担当部署）が前述の規準に基づいて一次判断を行い、環境担当部署がその一次判断の妥当性についてチェックした上で、社としての最終判断とする。(B)

【環境・社会リスクの特定・緩和・管理に関するプロセス】

環境・社会リスクの特定・緩和・管理に関するプロセスとは、当該プロジェクトの実施にあたり、環境・社会へ重要な負の影響、環境・社会リスクを伴うかどうかについて、特定し、緩和・管理を行うことを意味する【2-⑩】。(B)

例えば、一定規模以上の水力発電は、土地改変などのネガティブな影響が懸念されるなどが挙げられる。【2-⑩1文目】 (B)

こうしたネガティブな効果は、グリーンプロジェクトの環境改善効果や価値自体を失わせてしまう可能性があるため、グリーンプロジェクトが有する潜在的に重大な環境的、社会的リスクを特定し、管理するための

プロセスについて、貸し手に事前に説明することは、重要である。【2-⑬ 2 文目】(B)

(2-⑬ 2 文目元の文：ネガティブな効果は、グリーンプロジェクトの環境改善効果や価値自体を失わせてしまう可能性もあり、グリーンプロジェクトが有する潜在的に重大な環境的、社会的リスクを特定し、管理するためのプロセスについて、貸し手に事前に説明するべきである。)

【評価及び選定のプロセスの策定の貸し手による伴走】

ローンは伝統的に、借り手と貸し手の相対関係に基づく取引であり、借り手側のグリーンファイナンスフレームワーク策定を貸し手である金融機関等が伴走することによって円滑な融資が行われることも考えられる。

【2-⑭】 (B)

【原則】

借り手はまた、以下を実施することが奨励される：

- 上記の情報を、借り手の環境面での持続可能性に関する包括的な目的、戦略、方針、及び／又はプロセスの中に位置づけること。
- 関連する場合は必要に応じて、政府又は市場ベースのタクソミー、関連する適格性基準（該当する場合は除外基準を含む）とプロジェクトの適合、及び、プロジェクト選定において参照したグリーン環境基準又は認証に関する情報を提供すること。
- 関連するプロジェクトから生じる社会及び／又は環境への負のインパクト影響による既知又は潜在的な重大重要なリスクに対する緩和策を特定するプロセスを有すること。そのような緩和策には、明確かつ関連する適切なトレードオフ分析の実施、及び、借り手が潜在的なリスクを有意義であると評価する場合に必要なモニタリングが含まれ得る【2-⑬ 3 文目】。

(2-⑬ 3 文目元の文：上記リスクへの緩和策を特定するプロセスを定めておくことも望ましい。これらの緩和策には、潜在的なリスクが重大であると借り手が評価する場合に実施された明確かつ適切なトレードオフ分析の実施や必要なモニタリングが含まれ得る。)

【解説】

【包括的な目的、戦略等への組み込み】

「包括的な目的、戦略、方針等」には、我が国の文脈においては中期経営計画、サステナビリティ戦略等が該当し、環境面での持続可能性に係る目的、規準及びプロセスに関する情報をそれらの文脈の中に位置付けた上で、貸し手に対して説明することが望ましい。【2-⑩】 (A-iii)

(2-⑩元の文：環境面の目標、規準及びプロセスに関する情報を、借り手の環境面での持続可能性に関する包括的な目標、戦略、政策等（中期経営計画、サステナビリティ／ESG戦略等）の文脈の中に位置付けた上で、貸し手に対して説明することが望ましい。)

【各種基準、認証への適合及び情報公開】

関連する情報や、参照した環境基準・認証等（本ガイドライン付属書1、タクソミー、その他の環境基準や認証）について公開することが推奨されるケースとして、グリーンプロジェクトの分類の適切性のほか、

グリーンローン

資料 5 - 2

プロジェクトから生じる社会及び／又は環境への負のインパクト影響による既知又は潜在的な重大重要なリスクを排除するための要件等を規準に設定する場合は該当する。【2-⑩1文目】 (A- iii)

また、環境基準・認証等を参照した場合には、参照した環境基準・認証等と実際のグリーンプロジェクト等がどの様に適合しているのかを併せて説明することが望ましい。加えて、外部の認証を活用する場合には、単に認証を満たすことだけでなく、それによって達成される環境改善効果等についても説明することが望ましい。【2-④ 2 文目】 (B)

(2-④元の文：グリーンプロジェクトの事業区分の適切性のほか、グリーンプロジェクトのもたらす可能性がある環境・社会に対するネガティブな効果を排除するための要件等を規準に設定する場合には、関連する情報や、参照した環境基準・認証等（本ガイドライン付属書1、タクソミー、その他の環境基準や認証）について公開することが望ましい。）

3. 調達資金の管理

【原則】

透明性を維持し、商品の誠実性を促進するため、借り手はグリーンローンの調達資金を、専用口座に入金するか又は適切な方法で追跡すべきである【3-①】。

(3-①元の文：借り手は、グリーンローンにより調達された資金が確実にグリーンプロジェクトに充当されるよう、調達資金の全額又はそれと同等の金額について、適切な方法により、追跡管理を行うべきである。この追跡管理は、借り手の内部プロセスによって統制を受けるべきである。)

調達資金の管理は、グリーンプロジェクトに対する借り手の投融資業務に関連した正式な内部プロセスにおいて、借り手によって証明されるべきである。借り手は、未充当資金の残高について想定される一時的な運用方法を貸し手に知らせるべきである。

グリーンローンがローンファシリティの下で一つ又は複数のトランシェに分かれている場合、借り手は、グリーンプロジェクトに適用される各グリーントランシェを明確に指定し、その借入調達資金は借り手によって別の勘定に入金されるか、又は適切な方法で追跡しなければならない。疑義を避けるため、一つのファシリティにグリーントランシェと非グリーントランシェが含まれる場合、そのファシリティはグリーンと表示することはできない。グリーンのラベルは、GLP の四つの核となる要素に適合しているトランシェのみに適用される。

グリーンローンの調達資金はローン毎（ローンバイローンアプローチ）、又は、複数のグリーンローンを集計する形で（ポートフォリオアプローチ）管理することが可能である。

【解説】

【一般的事項】

グリーンボンド原則にあるとおり、グリーンローンが返済されるまでの間、追跡されている手取金の残高は、一定期間ごとに、当該期間中に実施された適格グリーンプロジェクトへの充当額と一致するよう、調整されることが望ましい。また、同様に、未充当資金は早期にグリーンプロジェクトに充当するよう努めることが望ましい。【3-②】 (B)

(3-②元の文：グリーンローンが償還されるまでの間、借り手は、グリーンプロジェクトへの充当額がグリーンローンによる調達資金と一致する又はグリーンプロジェクトへの充当額と未充当資金の額の合計額が、グリーンローンによる調達資金の合計額と整合するよう、定期的（少なくとも1年に1回）に確認すべきである。また、未充当資金は早期にグリーンプロジェクトに充当するよう努めるべきである。)

【調達資金の追跡管理の方法】

調達資金の追跡管理の具体的な方法としては、以下のようなものが考えられる。【3-③】 (B)

＜調達資金の追跡管理の具体的な方法の例＞

※あくまで例示であり、これらに限定されるものではない。

・調達した資金を、会計上区別された補助勘定を設けて記入し、グリーンプロジェクトに充当した場合に、当該補助勘定から支出する。(B)

・社内システムや電子ファイルにより、調達資金の全額とグリーンプロジェクトへの充当資金の累計額を管理し、定期的に両者を調整し、後者が前者を上回るようにする。(B)

・調達資金を別口座に入金しその全額をその他の事業資金と区別して管理する。グリーンプロジェクトへの充当は、当該別口座から行う。(B)

調達資金の管理については、証憑となる文書等を適切に保管しておくことが望ましい。【3-⑤】 (B)

【調達資金の追跡管理の方法に関する貸し手への事前説明】

借り手は、グリーンローンにより調達される資金の追跡管理の方法について、貸し手に事前に説明すべきである。【3-④】 (B)

4. レポーティング

【原則】

借り手は、資金使途に関する最新の情報を容易に入手できるようにすべきで、さらにそのような状態を維持すべきである。このような情報は、グリーンローンが全額実行されるまで（又は、リボルビング・クレジット・ファシリティの場合はローンの満期まで）毎年、及び、重要な変化があった場合は速やかに更新されるべきである。この年次報告書には、グリーンローンの調達資金を充当したグリーンプロジェクトのリスト、グリーンプロジェクトの概要、調達資金の充当額、期待される効果、可能な場合には達成された効果インパクトを含めるべきである。守秘義務契約が存在する場合や競争上の配慮が必要な場合、又は、対象プロジェクトの数が多く詳細な情報を提供することが制限される場合、情報を一般的な用語で、又は集約されたポートフォリオ単位（特定のプロジェクト分類に充当した割合等）で提示することを GLP は推奨する。情報は、プロジェクトに参加している機関にのみに提供する必要がある。

【解説】

【グリーンローンによる調達資金の使用方法等に関する報告及び一般的開示】

グリーンローンへの融資を行う貸し手は、自らの拠出した資金がグリーンプロジェクトに充当され、当該グリーンプロジェクトにより環境改善効果がもたらされることを期待して、当該融資を行っている。レポーティングで表現されるインパクトは貸し手が融資の効果を継続的にモニタリングしていく際に重要となる要素である。このため、グリーンローンにより調達した資金の使用に関する最新の情報を、貸し手であるグリーンローンに参加する金融機関に対して、融資後に報告するべきである。【4-①】(B)

借り手として、グリーンローンによる資金調達であることを主張・標榜し、社会からの支持を得るためには、透明性を確保することが必要である。このため、借り手は、グリーンローンであることを表明する場合には、グリーンローンにより調達した資金の使用に関する最新の情報を、資金調達後に一般に開示するべきである。上記の開示には、例えば、借り手のウェブサイト等に情報を掲載することが考えられる。なお、グリーンローンであることを表明しない借り手にあっては、この限りでない。【4-②】(A-iii)

借り手が中小企業であり、貸し手に対する報告内容と同じ内容を一般に開示することが困難な場合は、開示事項の概要にとどめる等、開示内容を簡素化することができる。また、貸し手のウェブサイトやグリーンファイナンスポータル等に掲載することも考えられる。【4-③】(B)

【報告又は開示のタイミング】

重要な変化とは、資金使途となる資産やプロジェクトの売却、プロジェクトにおける重大な事故など、グリーン性に影響を与える事象の発生が挙げられるが、あくまで一例であり、これらに限定されるものではない。【4-④】(B)

(4-④)元の文：借り手は、全ての資金が充当されるまでは少なくとも1年に1回、資金の使用状況を報告又は開示すべきである。全ての資金が充当された後も、大きな状況の変化があった場合には適時報告又は開示すべきである。大きな状況の変化とは、資金使途となる資産やプロジェクトの売却、プロジェク

トにおける重大な事故など、グリーン性に影響を与える事象の発生が挙げられるが、あくまで一例であり、これらに限定されるものではない。)

【報告又は開示の方法】

「グリーンプロジェクトの概要」には、そのプロジェクトの進捗状況を含む。未充当資金がある場合には、その金額又は割合、充当予定時期及び未充当期間の運用方法が開示事項に含まれるべきである。【4-⑤】(A-iii) (B)

(4-⑤)元の分：上記の報告又は開示事項には、以下の項目が含まれるべきである。

<報告又は開示に係る事項>

- ・調達資金を充当したグリーンプロジェクトのリスト
- ・各グリーンプロジェクトの概要（進捗状況を含む。）
- ・各グリーンプロジェクトに充当した資金の額
- ・各グリーンプロジェクトがもたらすことが期待される環境改善効果
- ・未充当資金がある場合には、その金額又は割合、充当予定時期

調達資金を既に開始されているグリーンプロジェクトのリファイナンスに充当した場合、上記の開示事項には、i) 調達資金のうちリファイナンスに充当された部分の概算額（又は割合）、ii) どのグリーンプロジェクト（又は分類）のリファイナンスに充当されたのか、が含まれることが望ましい。【4-⑥】(B)

守秘義務契約が存在する場合や競争上の配慮が必要な場合、グリーンプロジェクト数が多い場合には、情報を集約したポートフォリオ単位で提示することが奨励されている。具体的には「風力発電事業」「エネルギー効率の高い機器の導入に関する事業」「廃棄物リサイクル関連施設の建設・運営に関する事業」といった分類ごとに上記各項目に係る情報を集約して示すなどが考えられる。【4-⑦】(A-ii) (A-iii) (B)

(4-⑦)元の文：開示は、個別グリーンプロジェクト単位でなされることが望ましいが、守秘義務契約が存在する場合や競争上の配慮が必要な場合、グリーンプロジェクト数が多い場合には、情報を集約した形式で行うことも考えられる。

(例えば、「風力発電事業」「エネルギー効率の高い機器の導入に関する事業」「廃棄物リサイクル関連施設の建設・運営に関する事業」といった事業区分ごとに上記各項目に係る情報を集約して示すなど。)

借り手が中小企業であり、貸し手に対する報告内容と同じ内容を一般に開示することが困難な場合は、調達資金を充当したグリーンプロジェクト、充当した資金の額、期待される環境改善効果の概要のみを示すことが考えられる。また、貸し手のウェブサイトやグリーンファイナンスポータル等に掲載することも考えられる。【4-⑧】(B)

具体的な方法としては、付属書3のようなものが考えられる。【4-⑨】(B)

【原則】

透明性は、プロジェクトの期待される効果及び／又は実現したインパクト効果を伝える上で、特に重要である。GLP は、定性的なパフォーマンス指標、及び実現可能な場合には定量的なパフォーマンス指標（例えば、エネルギー容量、発電量、温室効果ガスの削減／回避量等）の使用と、定量値を導く上で使用された前提となる主要な方法論算出方法やその考え方及び／又は仮定の開示を推奨している。実現した効果をモニタリングする能力のある借り手は、参加金融機関への定期的なレポートにその情報を含めることが奨励される。

【解説】

【環境改善効果に係る指標、算定方法等】

環境改善効果の開示に当たっては、「2. プロジェクトの評価及び選定のプロセス」において定めた「グリーンプロジェクトの環境面での持続可能性に係る目的」「規準」との整合性や、グリーンプロジェクトの性質に留意して、適切なパフォーマンス指標を用いることが重要である。【4-⑩】(B)

(4-⑩元の文：環境改善効果の開示に当たっては、「2. プロジェクトの評価及び選定のプロセス」において定めた「グリーンプロジェクトの環境面での持続可能性に係る目的」「規準」との整合性や、グリーンプロジェクトの性質に留意して、適切なパフォーマンス指標を用いるべきである。)

環境改善効果の定量化については、貸し手が自らの融資先の温室効果ガス排出量を算定し、ネットゼロを目指していく国内外の動きもあり、貸し手の目線からも重要な要素となっている。【4-⑪2文目】(B)

定量化が難しい場合に用いる定性的な指標として、グリーンプロジェクトを通じてLEED、CASBEE、BELS、FSC、MSC、ASC等の外部認証を取得する場合に、これらの外部認証を利用することも考えられる。【4-⑪3文目】(B)

具体的な指標としては、付属書1のようなものが考えられる（ただし、これらに限定されるものではない。）。【4-⑫】(B)

各定量的指標を用いる場合における、環境改善効果の算定方法の具体例としては、付属書2のようなものが考えられる。【4-⑬】(B)

【シンジケートローン等の場合における開示】

グリーンローンに係る情報開示の主体は、一義的には借り手たる企業等となるところ、シンジケートローンの場合、貸し手たるアレンジャー金融機関（債権譲渡人）及び参加金融機関（債権譲受人）の関係性において、借り手が開示した情報の範囲を超えて、参加金融機関からレポートにおけるグリーン性に係る情報の提供の要請があった場合、当該情報はグリーンウォッシュを避ける上で重要な情報であることから、アレンジャー金融機関は、要請内容の重要性や組成状況を勘案しながら、真摯に対応を行い、借り手に当該要請を受諾して開示するよう推奨することが望まれる。【4-⑭1文目】(B)

グリーンローン

資料 5 - 2

特に、参加金融機関に内容が正しく伝えられていない重大なネガティブ情報があれば、かかる情報を参加金融機関に正確に開示するよう借りに促すことが期待される。【4-⑭2文目】(B)

ただし、借手は、個別グリーンプロジェクトの内容や資金充当状況について守秘義務契約が存在する場合や競争上の配慮が必要な場合には、情報を集約した形式で開示する、又は概要を開示することが考えられる。【4-⑭3文目】(B)

5. レビュー

【原則】

適切な場合は、借り手は、自社のグリーンローンまたはグリーンローンプログラムが GLP の四つの核となる要素に適合しているかを評価するために、（1社もしくは複数社の）外部評価機関を任命することが推奨される。

【解説】

【一般的事項】

外部評価機関によるレビューの名称については、LMA等の「Guidelines for Green, Social, and Sustainability-Linked Loans External Reviews」（2022年3月版）に記載があり、「セカンド・パーティー・オピニオン（Second Party Opinion）」、「検証（Verification）」、「認証（Certification）」、「スコアリング／レーティング（Scoring/Rating）」など様々な名称のものがある。【5-1-②】（C）

（5-1-②の元の文：外部機関によるレビューには「セカンド・パーティー・オピニオン（Second Party Opinion）」、「検証（Verification）」、「認証（Certification）」、「スコアリング／レーティング（Scoring/Rating）」など様々な名称のものがある。）

A)セカンド・パーティー・オピニオン（SPO：Second Party Opinion）

SPOを提供することが出来るのは、環境、社会、サステナビリティの分野で専門性を持ち、借り手から独立した機関である。SPOを提供する機関は、債券のフレームワークに関するアドバイザリー業務とは独立しているか、SPOの第三者性を確保するために機関内で情報障壁等の適切な施策が取られるべきである。また、機関の独立性に関するあらゆる懸念は貸し手に開示されるべきである。

B)検証（Verification）

借り手は、指定された基準について独立した検証を得ることが可能である。指定された基準とは、環境、社会、サステナビリティに関するもの、もしくは、第3章で解説されるサステナビリティ・リンク・ローンの場合、KPIやSPTsに関するものである。

C)認証（Certification）

借り手は、債券自体や債券のフレームワーク、調達資金の用途やKPI、SPTsについて、外部のグリーン、ソーシャル、サステナビリティに関する基準やラベルに照らして認証を得ることが出来る。基準やラベルとその評価軸との整合性は資格を有する第三者によって通常検査される。

D)スコアリング／レーティング（Scoring/Rating）

借り手は、債券自体やそのフレームワーク、調達資金の用途やKPIの選定方法、SPTsの野心度の測定等の主な特性について、確立したスコアリング／レーティングの方法に従い、専門性のある調査会社や格付機関等の第三者機関等によって評価または査定することが出来る。このスコアリング／レーティングは、上記のセカンド・パーティー・オピニオンの一部を構成することができる。

(5-1-②)元の文：LMA等の「Guidelines for Green, Social, and Sustainability-Linked Loans External Reviews⁴⁵」(2022年3月版)においては、以下の4つが解説されている。

A) セカンド・パーティー・オピニオン (SPO : Second Party Opinion)

SPOを提供することが出来るのは、環境、社会、サステナビリティの分野で専門性を持ち、借り手から独立した機関である。SPOを提供する機関は、債券のフレームワークに関するアドバイザリー業務とは独立しているか、SPOの第三者性を確保するために機関内で情報障壁等の適切な施策が取られるべきである。また、機関の独立性に関するあらゆる懸念は貸し手に開示されるべきである。

B) 検証(Verification)

借り手は、指定された基準について独立した検証を得ることが可能である。指定された基準とは、環境、社会、サステナビリティに関するもの、もしくは、第3章で解説されるサステナビリティ・リンク・ローンの場合、KPIやSPTsに関するものである。

C) 認証(Certification)

借り手は、債券自体や債券のフレームワーク、調達資金の用途やKPI、SPTsについて、外部のグリーン、ソーシャル、サステナビリティに関する基準やラベルに照らして認証を得ることが出来る。基準やラベルとその評価軸との整合性は資格を有する第三者によって通常検査される。

D) スコアリング/レーティング(Scoring/Rating)

借り手は、債券自体やそのフレームワーク、調達資金の用途やKPIの選定方法、SPTsの野心度の測定等の主な特性について、確立したスコアリング/レーティングの方法に従い、専門性のある調査会社や格付機関等の第三者機関等によって評価または査定することが出来る。)

【レビューを活用することができる事項】

外部評価機関によるレビューを活用することができる事項としては、以下のようなものがあると考えられる。

【5-1-⑤】 (B)

<レビューを活用することができる事項の例>

※あくまで例示であり、これらに限定されるものではない。

1) グリーンローンによる資金調達前のレビュー

- ・ 調達資金の具体的用途として予定しているグリーンプロジェクトの適切性を評価するもの。
- ・ 調達資金の充当対象となるグリーンプロジェクトを評価・選定するための規準や、当該規準に基づくグリーンプロジェクトの評価・選定の実施体制の適切性を評価するもの。
- ・ グリーンローンにより調達される資金の追跡管理の具体的方法の適切性を評価するもの。
- ・ グリーンプロジェクトによりもたらされることが期待される環境改善効果 (リファイナンスの場合は、実

際に生じた環境改善効果)の適切性(環境改善効果の算定方法や、算定の前提条件の適切性を含む。)を評価するもの。(B)

2) グリーンローンによる資金調達後のレビュー

- ・ グリーンローンにより調達された資金の管理や、グリーンプロジェクトへの調達資金の充当が、実施前に借り手が定めた方法で適切に行われていたかを評価するもの。
- ・ グリーンローンにより調達された資金を充当したグリーンプロジェクトによりもたらされた環境改善効果が、実施前に借り手が定めた方法で適切に算定されているかを評価するもの。(B)

このようなレビューは、例えば以下のような場合には特に有用と考えられる。【5-1-③】(B)

<レビューを活用することが特に有用と考えられる場合の例>

※あくまで例示であり、これらに限定されるものではない。

- ・ 調達資金の具体的用途として予定しているグリーンプロジェクトの中に、環境改善効果とともに環境・社会に対する比較的大きいネガティブな効果を併せ持つプロジェクトが含まれており、当該プロジェクトを調達資金の具体的用途とすることの適切性について客観的評価が必要と判断される場合 (B)
- ・ グリーンプロジェクトを評価・選定するための規準の適切性や、当該規準に基づくグリーンプロジェクトの評価・選定の適切性を評価する知見が借り手内部に十分に備わっておらず、これらの適切性について客観的評価が必要と判断される場合 (C)
- ・ 調達資金の具体的用途として予定しているグリーンプロジェクトが比較的特殊なものであり、その環境改善効果の算定に用いることができる既存のフレームワークが存在しない場合に、自ら策定した環境改善効果の算定方法の適切性について客観的評価が必要と判断される場合 (B)
- ・ 貸し手層として、国内のグリーンプロジェクトや周辺情報に関するなじみがない海外の貸し手が想定され、当該貸し手のグリーンローンへの理解を促進することが必要と判断される場合 (B)

なお、過去にグリーンローンのフレームワーク全体について外部評価機関によるレビューを付与され、それと同一のフレームワークで再度グリーンローンによる資金調達をする際に、改めてレビューを受けることは不要であると考えられる。ただし、過去にレビューを付与された時点から、グリーンプロジェクトやグリーンローンのスキームの適切性に関する考え方に変化がある場合や、レビューを付与する外部評価機関が自社の評価規準等を変更している場合なども考えられることから、慎重な検討を要する可能性がある。例えば、レビューを受けることが不要であると考えられる場合として、専らグリーンプロジェクトを行うSPCが、当該プロジェクトの環境改善効果についてレビューを受け、同種類のプロジェクトに関して複数回のグリーンローンによる資金調達をする場合などが考えられるが、借り手が外部評価機関によるレビューを活用しない場合には、借り手が自ら、グリーンローンのフレームワークに係る適切性を十分な透明性を持って説明することを、貸し手その他の市場関係者から求められることが考えられる。【5-1-④】(B)

【プロフェッショナルとしての倫理規範的事項】

以下は国際会計士連盟国際会計士倫理基準審議会の「倫理規定（Code of Ethics for Professional Accountants）」及びこれに対応する日本公認会計士協会の「倫理規則」を考慮している。

① 誠実性【5-2-①】 (C)

外部評価機関は、常に誠実に行動しなければならず、以下のような報告、情報であると認識した上で、それらに基づきレビューの作成や開示に関与しないこと。(B)

- ・ 重要な虚偽又は誤解を招く陳述が含まれる情報 (B)
- ・ 業務上必要とされる注意を怠って作成された陳述又は情報が含まれる情報 (B)
- ・ 必要な情報を省略する又は曖昧にすることにより誤解を生じさせるような場合において、当該情報を省略する又は曖昧にする情報 (B)

②公正性【5-2-②】 (C)

外部評価機関は、先入観をもたず、利益相反を回避し、また他の者からの不当な影響に屈せず、常に公正な立場を堅持すべきである。既に決まっている結論を正当化するためにレビューにバイアスをかけたり事実を歪曲させることが求められる場合には、プロフェッショナルとしてのレビューの付与を断ること。(B)

公正な立場を堅持することは、業務の判断における客観性の保持を求めるものである。具体的には、外部レビューを付与する外部評価機関は、借り手から独立しているべきであり、借り手との間での第三者性が確保されているべきである。第三者性については、資本関係又は人的関係により判断されることが望ましい。例えば、以下のような場合は、第三者性が確保されているとはいえないものと考えられる。(B)

<第三者性が確保されているとはいえない場合の例>

※あくまで例示であり、これらに限定されるものではない。

<資本関係について>

- ・ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- ・ 両者が親会社と子会社の関係にある場合

<人的関係について>

- ・ 一方の会社の役員又はこれに準ずる者が、他方の会社の役員又はこれに準ずる者を現に兼ねている場合

※役員又はこれに準ずる者とは、取締役、監査役、執行役、その他名称・呼称のいかんを問わず法人その他団体においてその業務執行、業務・会計の監査などの権限を会社法、民法等の法令により有する幹部たる役職等が該当すると考えられる。(B)

③プロフェッショナルとしての能力及び正当な注意【5-2-③】 (C)

外部評価機関は、プロフェッショナルとして、適切な外部レビューを提供できるよう、外部レビューの実施に当たり、その職務遂行能力を必要とされる水準を維持することが**必要である**。(B)

プロフェッショナルとして求められる事項を遵守し、正当な注意を払いつつ業務を遂行**すべきである**。(B)
外部評価機関は、その指示の下で業務を行う者が業務を実施するに当たって、適切な訓練及び監督を受けていることを**確認すべきである**。(B)

外部評価機関は、プロフェッショナルとして求められる専門性については、以下が**求められる**。

- ・ 専門分野について、国際的な市場動向を含む関連知識と最新の専門的な実務の動向を絶えず把握し理解し、スキルの向上に常に努め、最新の専門性を備えていること。(B)
- ・ 付与する外部レビューの種類に応じ、また、レビューを付与するグリーンプロジェクトの種類に応じ、関連する専門性を備えていること。(B)
- ・ 専門性を十分に有していない分野においては、他の専門家を雇用又は参加させること。なお、一つのグリーンローンに係るレビューを、必ずしも一つの外部評価機関が行わなければならないわけではなく、複数の外部評価機関が、各々の専門性を踏まえて、異なる事項に関するレビューを付与することも考えられる。(B)

外部評価機関が備えることが望ましい専門性としては、以下のようなものが考えられる。

<専門性の例>

※あくまで例示であり、これらに限定されるものではない。

1) 調達資金の用途となるグリーンプロジェクトの適切性、グリーンプロジェクトの評価・選定のプロセスの適切性、環境改善効果の適切性等に係るレビューを付与する場合

- ・ 環境改善効果の有無に係る判断基準、環境改善効果に係る定量化の手法検証の際に参照する指標、環境評価、環境認証等の専門性

2) 調達資金の管理、充当の適切性等に係るレビューを付与する場合

- ・ 財務・会計監査等の専門性 (B)

④守秘義務【5-2-④】 (C)

外部評価機関は、正当な理由なく、業務上知り得た情報を他の者に漏洩し、又は自己若しくは第三者の利益のために**利用してはならない**。守秘義務の遵守に関して、顧客情報の保護に関する方針、体制等を定め、公表又は顧客に提供している**べきである**。(B)

⑤プロフェッショナルとしての行動【5-2-⑤】 (C)

外部評価機関は、プロフェッショナルとしての自覚を持ち、プロフェッショナルとして求められる事項を遵守し、

外部評価機関全体の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為を行わないべきである。(B)

【外部評価機関の組織としての要件】

外部レビューを実施するための組織構造として、外部レビューを適切に実施するための十分な組織体制を有し、外部レビューを実施する方法論や手続をあらかじめ定めているべきである。【5-2-⑥】(C)

付与する外部レビューの領域をカバーするために必要とされる専門的な経験と資格を有する者を相当数雇用しているべきである。【5-2-⑦】(C)

専門的分野に係る賠償責任保険を利用する場合、その対象範囲に言及するべきである。【5-2-⑧】(C)

【原則】

ローン市場は伝統的に借り手と貸し手の関係性を重視する市場であることを踏まえれば、貸し手は借り手とその活動について幅広い実務知識を持つであろうことから、グリーンローンが GLP の主要な特徴と適合していることを確認するための内部的な専門性を実証又は確立した借り手の場合、借り手による自己評価で足りる場合もある。【5-3-①】(A-i)

しかしながら、借り手は、関連する内部プロセスやスタッフの専門知識を含め、その専門知識を徹底的に文書化することが推奨される。借り手は、この文書を、法定書類において当事者間で合意された事項に基づいて、参加金融機関に伝達すべきである。【5-3-②③】(A-i) 借り手は、適切な場合には、守秘義務契約や競争上の配慮をした上で、グリーンプロジェクトを評価するための基準、及び、こうした基準を評価する上で有する内部専門性についてウェブサイト等を通じて一般に開示することが推奨される。【5-3-④】(A-i)

【解説】

【自己評価】

<内部的な専門性の確立と確認の有効性の実証についての例>

※あくまで例示であり、これらに限定されるものではない

- ・ 借り手の内部において事業担当部署と独立した専門性を有する部署による評価を受ける。
- ・ 事業担当部署が自ら評価を行う場合には、あらかじめ設定した規準や評価手法に基づいて評価し、事業担当以外の部署により妥当性について確認を受ける。【5-3-①】(B)

【自己評価に関する貸し手への事前説明と報告】

自己評価の結果については、借り手が、グリーンローンを受けたことを主張・標榜し社会からの支持を得るためには、グリーンローンに関する透明性を確保することが必要であることから、ウェブサイト等を通じて一般に開示することが望ましい。【5-3-④】(B)

【原則】

借り手がグリーンローンのプロセスについて外部の意見を得る方法は様々であり、レビューにはいくつかの種類がある。該当する場合には、借り手は、様々な種類の評価レビューに関する推奨事項とその説明について、「グリーン、ソーシャル、サステナビリティ・リンク・ローンの外部レビュー評価のためのガイドライン（外部レビュー評価のためのガイドライン）」を参照すべきである。「外部レビュー評価のためのガイドライン」は、借り手、引受会社、貸し手、その他のステークホルダー、外部評価機関のために、外部評価レビューのプロセスに関する情報と透明性を提供する、市場ベースのイニシアチブである。

GLP は、外部評価機関がその実績と関連する専門性を開示し、実施されるレビュー評価の範囲を明確に伝えることを奨励する。該当する場合は、外部評価は、グリーンローンの関連文書の規定に従い、融資の当事者である全参加金融機関に適時に伝えられ、参加金融機関が利用することが可能となるようにすべきである。適切な場合は、守秘義務契約や競争上の配慮をした上で、借り手は、外部評価又はその適切な要約を、そのウェブサイト等を通じて一般に開示すべきである。

【解説】

【外部評価機関が評価すべき事項】

外部レビューの種類に応じて以下について評価するべきである

- 1) 資金使途となるグリーンプロジェクトが目標とする環境改善効果
- 2) グリーンローンに期待される4つの要素との適合性
- 3) 借り手が特定した、グリーンプロジェクトに関連する潜在的な重大な環境・社会リスク（ネガティブな効果）とその特定・緩和・管理プロセス【5-2-⑨】 (C)

また、SPOについては、借り手の環境や社会、サステナビリティに関する包括的な目的、戦略、プロセスに関する評価を含むことができる。【5-2-⑩】 (C)

【外部レビューの結果に係わる文書等に含めるべき情報】

外部レビューの目的、業務の範囲、外部レビューを行う者の資格や外部評価機関としての専門性についての一般的な説明を含むべきである。少なくとも、これらの情報を入手できる場所を示す必要がある。【5-2-⑪】(A-ii)(A-iii)

例えば、専門性について、レビューの結果に係る文書等の中で、例えば以下のような記載を行うなどにより、明確に示すことが望ましい。(B)

<専門性に関する情報の記載例>

※あくまで例示であり、これらに限定されるものではない。

<専門性について>

「弊社は、環境影響評価に関する業務を約●年にわたり行っており、この分野に関する専門性を有します。(B)

レビューを付与する外部評価機関は、その借り手から独立している第三者性及び利益相反の方針に関する声明について、レビューの結果に係る文書等において、**含むべきである**。少なくとも、これらの情報を入手できる場所を示す**必要がある**。【5-2-12】(B) (C)

外部評価機関による外部レビューには様々な種類があり、また同じ名称であっても、評価する事項や評価規準が異なっている場合がある。レビューを利用する関係者の理解を容易にするために、レビューを付与する外部評価機関は、使用する定義、どの事項について、どのような評価規準に照らして評価を行ったかという分析的アプローチや方法を、レビューの結果に係る文書等の中で、**明確に示すべきである**。例えば以下のような記載が考えられる。【5-2-13】(A-ii) (C)

<外部レビューに関する情報の記載例>

※あくまで例示であり、これらに限定されるものではない。

【原則】

付録 1

リボルビング・クレジット・ファシリティへの適用

GLP は、タームローン、コンティンгент・ファシリティ、及び／又はリボルビング・クレジット・ファシリティなど、多様な融資手段に適用できるように起草された。

グリーンローンの基本的な決定要因の一つは調達資金の用途であり、これは融資文書や、該当する場合はマーケティング資料に適切に記載するべきである。タームローンにおいて、調達資金の用途は、多くの場合、容易に特定可能である。しかし、リボルビング・クレジット・ファシリティの場合、法定書類にグリーンな資金用途について詳細に明記されていない場合もあるが、その有効期間を通じて、適格なグリーンプロジェクトに調達資金を使うべきである。

リボルビング・クレジット・ファシリティの形態で提案されているグリーンローンの当事者は、そのローンに GLP を適用する際に、合意されたグリーンプロジェクトへの資金の流れをどのように証明するのが最善かを決定する必要がある。リボルビング・クレジット・ファシリティは、特定のグリーンローンを含むことが可能だが、それが不可能な場合、借り手は、借入の用途を貸し手に報告すること、及び／又は、借入によって支援されるグリーンプロジェクトを特定することを試みても良い。

貸し手は、グリーンローンが商品としての誠実性を維持することの必要性に留意しつつ、融資期間中、借り手から提供されるサステナビリティ情報をモニタリング・追跡することが推奨される。モニタリングするための十分な専門知識が貸し手にない場合は、外部評価を強く推奨する。一般企業目的のリボルビング・クレジット・ファシリティは、GLP に列挙された構成要素を満たさなければ、「グリーン」に分類されるべきではない。